

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成28年度 |
| 計画主体 | 山形県白鷹町 |

白鷹町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白鷹町産業振興課
所在地 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833
電話番号 0238-82-2111
FAX番号 0238-85-2128
メールアドレス sangyou@so.town.shirataka.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | ツキノワグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス (以下カラスと表記)、ヒヨドリ、イノシシ、サギ類、 カワウ、ニホンザル |
| 計画期間 | 平成28年度～平成30年度 |
| 対象地域 | 西置賜郡白鷹町地内 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成26年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | | |
|--------|--------|--------|-----------|----------|
| | 品 目 | 被害数値 | | |
| | | 被害面積 | 被害量 | 被害金額 |
| ツキノワグマ | りんご | 120a | 5,000 k g | 1,500 千円 |
| | 西洋梨 | 20a | 200 k g | 60 千円 |
| | ぶどう | 20a | 70 k g | 70 千円 |
| | デントコーン | 405a | 1,215 k g | 243 千円 |
| 小 計 | | 565a | 6,485 k g | 1,873 千円 |
| カラス | りんご | 150a | 2,500 k g | 750 千円 |
| | 西洋梨 | 30a | 120 k g | 36 千円 |
| | ぶどう | 20a | 50 k g | 50 千円 |
| | 桃 | 20a | 50 k g | 25 千円 |
| 小 計 | | 220a | 2,720 k g | 861 千円 |
| ヒヨドリ | さくらんぼ | 150a | 300 k g | 900 千円 |
| | りんご | 80a | 600 k g | 180 千円 |
| | あけび | 50a | 500 k g | 300 千円 |
| | も も | 20a | 50 k g | 25 千円 |
| 小 計 | | 300a | 1,450 k g | 1,405 千円 |
| イノシシ | データなし | — | — | — |
| 小 計 | | — | — | — |
| サギ類 | データなし | — | — | — |
| 小 計 | | — | — | — |
| カワウ | 川 魚 | — | 1,365 k g | 3,444 千円 |
| 小 計 | | | 1,365 k g | 3,444 千円 |
| ニホンザル | データなし | — | — | — |
| 小 計 | | — | — | — |
| 合 計 | | 1,085a | 12,020kg | 7,583 千円 |

※カワウの被害は漁業組合の調査による。飛来数×【(春秋)800円(夏)1,500円】×日数で算出。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマについては、近年恒常的に町内全域で目撃及び被害が見受けられるようになり過去には人身被害もあった。また作物被害状況についても、サクランボをはじめとして、リンゴ、西洋梨、ブドウ、デントコーンと拡大している。ここ数年は電気柵の整備等で被害防止に成功している作物もあるが、出没は増加傾向にあり、被害は恒常的に発生するものと推測される。

カラス及びヒヨドリについては、町内全域で農作物被害が確認され今後も被害の拡大が懸念される。

イノシシについては、近年目撃情報が寄せられるようになり、平成27年2月に本町では初めてイノシシが捕獲された。群れでの生息が確認されており、今後は個数の増加と農作物への被害が懸念される。

サギ類については、町内の漁業産物に多大なる被害をもたらしており、近年では漁獲量の減少も見受けられる。また、山口地内においては営巣地も確認されており、対策を講じる必要がある。

カワウについては、町内の漁業産物に多大なる被害をもたらしており、近年では漁獲量の減少も見受けられる。その行動範囲の広さから、広域的な対策を講じる必要がある。

ニホンザルについては、近隣市町で被害が深刻化しており、本町でも目撃情報があることから、今後は個数の増加と農作物への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成26年度） | | 目標値（平成30年度） | |
|--------|-------------|---------|-------------|---------|
| | 被害面積 | 被害金額 | 被害面積 | 被害金額 |
| ツキノワグマ | 565a | 1,873千円 | 508a | 1,685千円 |
| カラス | 220a | 861千円 | 198a | 774千円 |
| ヒヨドリ | 300a | 1,405千円 | 270a | 1,264千円 |
| イノシシ | - | - | - | - |
| サギ類 | - | - | - | - |
| カワウ | - | 3,444千円 | - | 3,100千円 |
| ニホンザル | - | - | - | - |

※目標値は現状値の約9割に設定

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ツキノワグマ <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払い及び捕獲 ・箱わな、ドラム缶わなの設置による捕獲 ○カラス <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払い及び捕獲 ○ヒヨドリ <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払い及び捕獲 ○イノシシ <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払い及び捕獲 ○サギ類 <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払い及び捕獲 ・漁業協同組合による調査・捕獲 ○カワウ <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払い及び捕獲 ・漁業協同組合による調査・捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化 ・後継者育成 ・若年層の狩猟資格取得の促進 ・被害が起こった際の迅速な対応 ・イノシシの効率的な捕獲方法の確立。 ・サギ類、カワウについては、効果的な対策が確立されていない。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ツキノワグマ <ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の除去、電気柵設置 ○ツキノワグマ、カラス、ヒヨドリ <ul style="list-style-type: none"> ・爆音機による追払い ○カラス、ヒヨドリ <ul style="list-style-type: none"> ・防鳥ネットの設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵等の対策を講じ、成果を得ている地域もあるが、農業者の高齢化などもあり、対応ができない地域もある。 |

(5) 今後の取組方針

○共通

- ・必要に応じて農業協同組合、猟友会、地域住民の代表、行政機関等の関係者で構成する連絡会議及び鳥獣対策協議会を召集し被害防止に向けての情報交換を行う。
- ・誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置等）の除去について啓発指導を徹底する。

○カラス

- ・鳥獣対策実施隊を中心に追い払い、捕獲活動を実施する。

○ヒヨドリ

- ・鳥獣対策実施隊を中心に追い払い、捕獲活動を実施する。

○ツキノワグマ

- ・「山形県ツキノワグマ管理計画」に基づき、個体数調整のための捕獲を実施する。
- ・農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理により、ツキノワグマが近づきにくい農地環境づくりを推進する。
- ・必要に応じて、電気柵の設置を検討する。

○イノシシ

- ・鳥獣対策実施隊を中心に追い払い、捕獲活動を実施する。

○サギ類・カワウ

- ・漁業協同組合及び鳥獣被害対策実施隊を中心に、追い払い、駆除活動を実施する。
- ・効果的な駆除方法について情報を収集し検討する。

○ニホンザル

- ・被害状況により鳥獣対策実施隊を中心に追い払い、捕獲活動を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係団体、各地区からの情報をもとに実施隊（猟友会）の協力を得て各地区班により捕獲を実施する。
 なお、カラス、ヒヨドリについては、農作物被害防止の目的だけでなく、生活環境被害防止（糞害、騒音）の観点からも個体数調整のための捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|--|--|
| 28 | ツキノワグマ カラス ヒヨドリ イノシシ サギ類 カワウ ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区班において実施隊（猟友会）の協力を得て捕獲を実施する。 ・それぞれの鳥獣について、効果的な捕獲方法の情報収集や試行に取り組む。 |
| 29 | ツキノワグマ カラス ヒヨドリ イノシシ サギ類 カワウ ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区班において実施隊（猟友会）の協力を得て捕獲を実施する。 ・それぞれの鳥獣について、効果的な捕獲方法の情報収集や試行に取り組む。 |
| 30 | ツキノワグマ カラス ヒヨドリ イノシシ サギ類 カワウ ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区班において実施隊（猟友会）の協力を得て捕獲を実施する。 ・それぞれの鳥獣について、効果的な捕獲方法の情報収集や試行に取り組む。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|--|
| 山形県第11次鳥獣保護管理事業計画等に基づいて設定し、被害状況に応じた捕獲を行っていく。 |
| ○ツキノワグマ 山形県ツキノワグマ管理計画に準じ対応を行う。 |
| ○カラス、ヒヨドリ 近年の有害鳥獣駆除実績を基に捕獲数を決定する。 |
| ○サギ類、カワウ 発生状況及び近年の有害鳥獣駆除実績を基に捕獲数を決定する。 |
| ○イノシシ 発生状況及び近年の有害鳥獣駆除実績を基に捕獲数を決定する。 |
| ○ニホンザル 発生状況を基に捕獲数を決定する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|--------|------------------|------------------|------------------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| ツキノワグマ | 山形県ツキノワグマ管理計画による | 山形県ツキノワグマ管理計画による | 山形県ツキノワグマ管理計画による |
| カラス | 200羽 | 200羽 | 200羽 |
| ヒヨドリ | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| イノシシ | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| サギ類 | 100羽 | 100羽 | 100羽 |
| カワウ | 100羽 | 100羽 | 100羽 |
| ニホンザル | 5頭 | 5頭 | 5頭 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| ○ツキノワグマ 箱わなの種類については、錯誤捕獲の場合の放獣、または移動放獣等の対応を考慮し、「ドラム缶わな」を使用するなど、捕獲個体が傷つかないように努める。 |
| ○イノシシ 銃器、箱わな及びくくりわなによる捕獲を実施する。 |
| ○カラス・ヒヨドリ 銃器による捕獲を実施する。 |
| ○サギ類・カワウ・ニホンザル 銃器による捕獲を実施する。より効果的な捕獲方法を検討する。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 該当なし | 該当なし |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|--------|--------|--------|--------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| ツキノワグマ | 1,000m | 1,000m | 1,000m |

(2) その他被害防止に関する取組

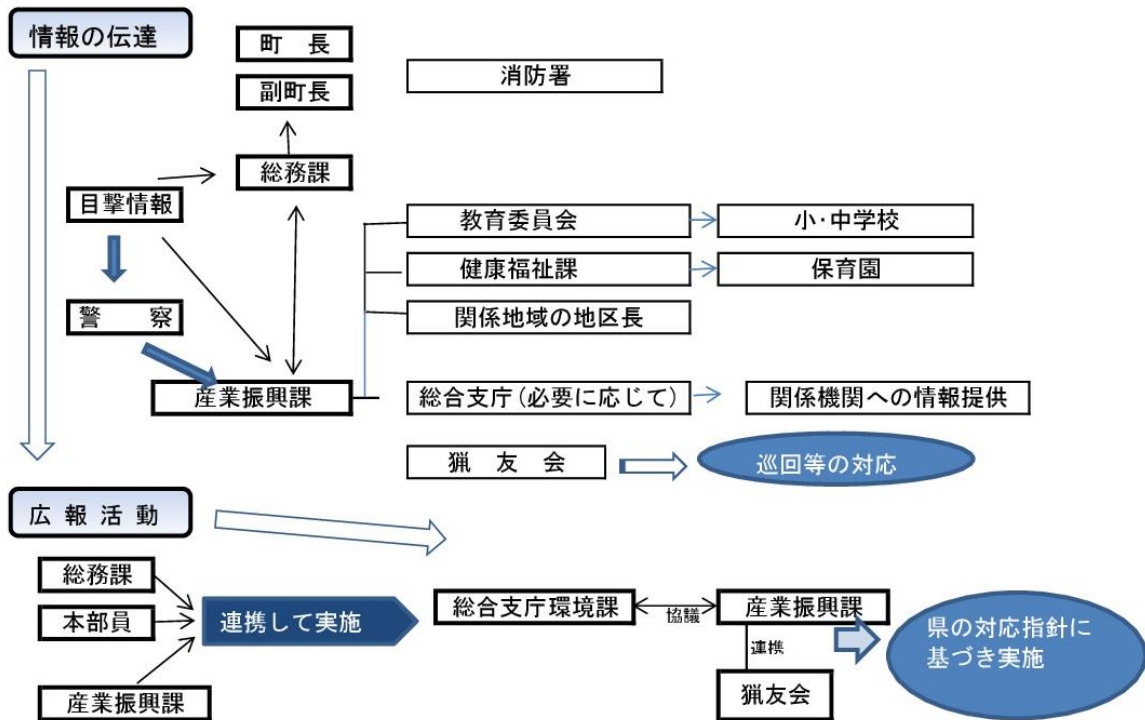
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|--------|--|
| 28 | ツキノワグマ | ① 農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消を図り、ツキノワグマが近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ② 荒廃した里山の整備を推進し、ツキノワグマが近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ③ 誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を徹底する。 ④ 各鳥獣の被害状況や有効な捕獲方法等の情報収集に努める。 |
| 29 | カラス | |
| | ヒヨドリ | |
| 30 | イノシシ | |
| | サギ類 | |
| | カワウ | |
| | ニホンザル | |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-------------------|------------------------|
| 白鷹町総務課 | 関係機関への周知・注意喚起・広報活動 |
| 白鷹町産業振興課 | 現場検証・猟友会への捕獲見回り依頼・広報活動 |
| 白鷹町教育委員会 | 児童・生徒への周知・注意喚起 |
| 白鷹町健康福祉課 | 園児・福祉施設への周知・注意喚起 |
| 白鷹町鳥獣被害対策実施隊（猟友会） | 現場検証・捕獲見回り活動 |
| 山形県置賜総合支庁環境課 | 指導・助言・捕獲許可 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|-----------------------|--|
| 鳥獣被害防止対策協議会の名称 | 白鷹町鳥獣被害対策協議会 |
| 構成機関の名称 | |
| 山形おきたま農業協同組合白鷹支店 | 農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。 |
| 山形県酪農農業協同組合白鷹支所 | 農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。 |
| 西置賜漁業協同組合白鷹支部 | 漁業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。 |
| 白鷹町鳥獣被害対策実施隊（猟友会） | 有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。 |
| 白鷹町鳥獣保護員 | 有害鳥獣関連情報の提供と保護の実施を行う。 |
| 置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課 | 地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等を行う。 |
| 白鷹町農業委員会 | 農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。 |
| 白鷹町総務課 | 地域住民被害情報の収集・提供と、各機関との連絡調整を行う。 |
| 白鷹町産業振興課 | 各機関との連絡調整と、被害対策の普及・推進を行う。 |

(2) 関係機関に関する事項

- ・必要に応じて関係機関と連携した連絡会議を実施する。

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------------|----------------------|
| 白鷹町鳥獣対策協議会 | 被害情報収集、被害対策の調査、検討、実施 |
| 被害地域住民代表 | 被害対策の調査、検討、実施 |
| 山形県置賜総合支庁農業振興課 | 被害対策アドバイス |
| 山形県置賜総合支庁環境課 | 捕獲数の調整及び捕獲の許可 |
| 白鷹町 | 連絡調整、連絡会議の招集 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 10 月 1 日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。
実施隊は、本町の職員や猟友会から推薦のあった捕獲員で組織し、効果的な捕獲・追払いに従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

必要に応じて関係機関と連携した連絡会議を実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設等による適切な処理。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、被害の増加を防いでいく。
また、各種情報を取り入れ被害防止対策を実施していく。